

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内容				
1 契約名	やまなし KAITEKI 住宅コンシェルジュ業務等委託				
2 審査年月日	令和6年8月29日(木)				
3 評価基準、配点及び評価	(業者) (株)アドブレーション社	(業者)	(業者)	(業者)	
	<b>【基本的事項】</b> ・業務の目的・内容の理解 ・相談業務における公平・中立 (配点：20×5)	91			
	<b>【業務遂行能力・実施体制】</b> ・実施体制の確保 ・相談体制の確保 (配点：30×5)	117			
	<b>【企画力】</b> ・「相談者向け説明資料」の充実 (配点：30×5)	120			
	<b>【効果的な広報の実施】</b> ・チラシの内容等 ・効果的な広報 (配点：20×5)	93			
	<b>【価格点】(配点：10×5)</b>	50			
4 総合評価の審査結果	471				
5 契約の方法	企画提案審査随意契約				
6 落札者(契約者)の名称	株式会社アドブレーション社				
7 契約締結年月日	令和6年9月19日				
8 契約金額(税込)	金8,600,000円				
9 随意契約の理由及び根拠法令	<p>本業務は、本県で持ち家取得を希望する者（主に子育て世帯等を対象者として想定）が、自らの世帯構成や経済状況、ライフスタイル等を踏まえ、住まいに関する知識・情報等をもとに満足度の高い理想の住まい選びが実現できるようサポートする無料相談業務を行うものである。</p> <p>本業務の遂行には、住まい選びに必要な幅広い専門的な知見のほかこれらを効率的・効果的に伝えるノウハウ等が求められるが、価格のみの競争ではこれを評価することはできず、事業者企画提案させ、その事業者の組織力、業務に対する知見、業務遂行体制等も含めて評価する必要がある。</p> <p>このため、企画提案に基づき、優れた成果が期待できる委託事業者を選定する「企画提案審査方式」を採用することにより、募集した企画内容を評価し、事業内容として優秀で、県にとって有利な提案をした事業者を契約の相手方に決定する。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>				
10 所属名	県土整備部建築住宅課				